

役員等報酬規程

社会福祉法人にこにこ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にこにこ福祉会（以下、法人という）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員等をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

6 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬は通貨をもって、その業務にあたった都度、遅滞なく本人に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費の実費を支給することができる。

2 不足部分についてはにこにこ福祉会が定める旅費規程を引用する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年2月15日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	6,000円	実費弁償
理事及び評議員業務報酬等	6,000円	
監事監査指導報酬等	10,000円	